

空知地域における配偶者からの暴力の防止及び  
被害者保護に係る関係機関連絡会議設置要綱

- 1 名 称  
この会議は「空知地域における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に係る関係機関連絡会議」（以下「会議」という。）と称する。
- 2 目 的  
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）」第9条に基づき被害者の保護及び自立支援を適切に行うため、関係の行政機関、民間団体等との緊密な連携と相互の協力を図る。
- 3 協議事項  
会議は、次に掲げる事項を行う。
  - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関、関係団体との情報交換及び連携・協力
  - (2) その他目的達成に必要な事項
- 4 構 成  
会議は別表に掲げる機関を持って構成するほか、配偶者からの暴力防止及び被害者保護のために必要とする関係者を加えることができる。
- 5 会議の開催等  
会議は、年1回開催するほか、構成員の要望により必要に応じて開催することができる。
- 6 事務局  
会議の事務局は、空知総合振興局保健環境部環境生活課に置く。
- 7 見直し期限  
会議は、令和5年3月31日を経過したとき、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成17年10月5日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成21年9月9日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成25年9月11日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成26年9月3日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成27年9月2日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成29年9月27日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和元年9月27日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年11月22日から施行する。

空知地域における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に係る関係機関連絡会議設置要綱改正案（新旧対照表）

【令和3年11月22日改正】

新（改正案）		旧	備考
1	名称【現行どおり】	1 名称 この会議は「空知地域における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に係る関係機関連絡会議」（以下「会議」という。）と称する。	
2	目的【現行どおり】	2 目的 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）」第9条に基づき被害者の保護及び自立支援を適切に行うため、関係の行政機関、民間団体等との緊密な連携と相互の協力を図る。	
3	協議事項【現行どおり】	3 協議事項 会議は、次に掲げる事項を行う。 (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関、関係団体との情報交換及び連携、協力 (2) その他目的達成に必要な事項	
4	構成【現行どおり】	4 構成 会議は別表に掲げる機関を持って構成するほか、配偶者からの暴力防止及び被害者保護のために必要なとする関係者を加えることができる。	
5	会議の開催等【現行どおり】	5 会議の開催等 会議は、年1回開催するほか、構成員の要望により必要に応じて開催することができる。	
6	事務局【現行どおり】	6 事務局 会議の事務局は、空知総合振興局保健環境部環境生活課に置く。	
7	見直し期限 令和5年3月31日を経過したとき、社会経済情勢の変化や開催実績を勘案し、本会議は、必要性や効率的な開催方法等の見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	7 見直し期限 本会議は、令和3年3月31日を経過したとき、社会経済情勢の変化や開催実績を勘案し、常設の必要性や効率的な開催方法等の見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	見直し期限の更新による変更
附則	この要綱は、平成17年10月5日から施行する。	附則 この要綱は、平成17年10月5日から施行する。	
附則	この要綱は、平成18年4月1日から施行する。	附則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。	
附則	この要綱は、平成21年9月9日から施行する。	附則 この要綱は、平成21年9月9日から施行する。	
附則	この要綱は、平成22年4月1日から施行する。	附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。	
附則	この要綱は、平成24年4月1日から施行する。	附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。	
附則	この要綱は、平成25年9月11日から施行する。	附則 この要綱は、平成25年9月11日から施行する。	
附則	この要綱は、平成26年9月3日から施行する。	附則 この要綱は、平成26年9月3日から施行する。	
附則	この要綱は、平成27年9月2日から施行する。	附則 この要綱は、平成27年9月2日から施行する。	
附則	この要綱は、平成29年9月27日から施行する。	附則 この要綱は、平成29年9月27日から施行する。	
附則	この要綱は、令和元年9月27日から施行する。	附則 この要綱は、令和元年9月27日から施行する。	
附則	この要綱は、令和2年4月1日から施行する。	附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。	
附則	この要綱は、令和3年11月22日から施行する。	附則 この要綱は、令和3年11月22日から施行する。	本改正による附則の追加

(別表)

空知地域における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に係る関係機関連絡会議 構成機関・団体 (R3年度)

区分	関係機関・団体名	区分	関係機関・団体名
市 町	夕張市	警 察	岩見沢警察署
	岩見沢市		栗山警察署
	美唄市		美唄警察署
	芦別市		滝川警察署
	赤平市		赤歌警察署
	三笠市		芦別警察署
	滝川市		北海道警察旭川方面本部
	砂川市		深川警察署
	歌志内市	裁判所	札幌地方裁判所 岩見沢支部
	深川市		札幌地方裁判所 滝川支部
	南幌町		旭川地方裁判所 民事部
	奈井江町		札幌家庭裁判所 岩見沢支部
	上砂川町		旭川家庭裁判所
	由仁町	法務局	札幌法務局 岩見沢支局
	長沼町		札幌法務局 滝川支局
	栗山町		旭川地方法務局
	月形町	職業安定所	岩見沢公共職業安定所
	浦臼町		滝川公共職業安定所
	新十津川町		千歳公共職業安定所夕張出張所
	妹背牛町	弁護士	札幌弁護士会
秩父別町	旭川弁護士会		
雨竜町	人権擁護委員協議会	岩見沢人権擁護委員協議会	
北竜町		滝川人権擁護委員協議会	
沼田町		旭川人権擁護委員協議会	
空知総合振興局 保健環境部	社会福祉課	医師会	(一社)岩見沢市医師会
	深川社会福祉事務出張所		(一社)岩見沢歯科医師会
	保健行政室健康推進課(岩見沢保健所)	社会福祉協議会	北海道社会福祉協議会空知地区事務所
	滝川地域保健室(滝川保健所)	小中学校	空知校長会
	深川地域保健室(深川保健所)	民生委員児童委員	北海道民生委員児童委員連盟空知支部
児童相談所	岩見沢児童相談所	協力機関	北海道子どもの虐待防止協会
教育局	空知教育局		日本司法支援センター札幌地方事務所事務局
警 察	北海道警察本部	事務局	空知総合振興局保健環境部環境生活課

※64機関(事務局含む。)